

ゴーマンと『英米目録規則』

ーゴーマンの標目論とその影響ー

古 川 肇

目 次

はじめに

I. 標目の選定

1. 基本記入

2. 著者

3. 著者性

3.1 団体著者性

3.2 逐次刊行物の著者性

II. 標目の形

1. 個人標目の形

1.1 本名と筆名

1.2 詳細さ (fullness)

2. 団体標目の形

2.1 行政機関の下部組織

2.2 会議

終わりに

付 ゴーマンの「パリ原則」批判

はじめに

1967年に刊行された『英米目録規則』第1版(以下 AACR1 と略)と、1978年刊行の同第2版(以下 AACR2 と略)との間には、同一規則内の版相互の異同と呼ぶには余りにも大きな懸隔が横たわっている。そして、マイケル・ゴーマン(Gorman, Michael)が AACR1 に対する卓抜した批判者として図書館界に登場したのは、この間の 1968 年のことであって、以後 AACR1 の改訂に彼の批判が果たした役割は、彼自ら AACR2 の編者(共同)を務めた関係もあって極めて顕著であり、それは AACR1 に結実したルベツキイの活動を想起させなくもない。

本稿は標目の分野に限定して、ゴーマンの主張とその AACR2 および同 1988 年改訂版(以下 AACR2R と略)への影響を展望し、両者の第 II 部の一部諸条項が、何故に今あるように改訂されなければならなかったのかを明らかにしようとする。それを知ることは、近年我々が陥っている標目についてのやや低調な意識を強化するのに有効であると思われる。

なお、本稿は日本図書館研究会が創立 50 周年記念大会に彼を招聘するに際して、同会整理技術研究グループが企画したゴーマン研究シリーズの初回(1996年4月28日)の口頭発表用レジュメに大幅に加筆したものである。

I. 標目の選定

彼は1968年刊行の自著において、標目の選定に関する3つの根本的な疑問を提示し、かつ自答している²⁾。疑問の第一は「基本記入標目を確立するための規定は必要か?」、第二は「著者とは何か?」、第三は「著者性は基本記入標目を確立するための適切な基準か?」である。

1. 基本記入

上掲の第一の疑問は、つづめれば「基本記入標目は必要か?」となるが、この時期のゴーマンは基本記入を必要と考えていて、その理由を以下のように列挙している。

①書誌的記録がコンピュータからプリントアウトされるようになった事態は、カード形態に替わって冊子形態の復活を可能としたが、それによって基本記入のみを詳細に印字し簡略な副出記入と参照で補う構造が最も効果的である。②基本記入は、著作をその著者名によって引用する、という引用の標準的な仕方を助ける。③どのように機械化されたシステムにおいても、特定著作に対する標識(label)を発生させるための定式が必要である。④分類目録などにおいて、特定主題内を展開するために必要である³⁾。

ところが、彼は遅くとも1977年までに基本記入否定の立場に転じている。同年の論文によると、基本記入が果たす機能として先に引用したもの以上に、ある著作の記入とその件名記入および関連著作の記入との集中という機能を重視しながらも、それは基本記入制を廃止して困難で時間を消費する基本記入選定の労を省く利点にまさるものではない、と判断する。基本記入は技術的制約の下で生まれたものであり、電算化によりその制約が打破されたことによって「時代遅れの技術の名残」と化した、というのが、転換後のゴーマンの立場である⁴⁾。更に後になって、目録規則の本体は非基本記入の規則とし、上述のめったに生じない「補助的機能」のための規定を付加すれば

よいと主張した⁵⁾(NCR1987年版はこの構想に合致すると言えるかも知れない)。

なお、私は、転換後の彼の基本記入に対する評価は過小評価であると考ええる。そして、ある基本記入肯定論者の極めて簡潔な主張のとおり、「[基本記入の]問題は存在論的であって機械論的ではない」⁶⁾、即ち基本記入の重要性は電算化によって左右されない、と考えている。

それはともかく、ゴーマンの基本記入否定の方針の影響は、AACR2において、標目の部と記述の部の順序の入れ換え、「等価標目」という観念の導入、そして“access point”という用語の採用となって現れている。

2. 著者

上掲の第二の疑問に対して、ゴーマンは、過去の目録規則が著者について十分定義していないばかりか(「[AACR1における著者の定義は]正しいが曖昧である」⁷⁾)、パリ原則やルベツキイも定義を試みていない、と言う。そして次のようにも述べる。

重要なのは、著者を特定すべき著作とは、物理的著作(physical work)であって観念的著作(ideal work)ではないことである。著者とは必ずしも著作がその心に芽生えた個人や団体ではなく、時に著作の物理的形態に責任を有する個人や団体である⁸⁾。

しかしながら、ゴーマンは筆者の知る限り今に至るまで著者に関する自らの定義を開陳したこともなければ、上に引用した、著作とその具象化との間隙を突いたそれ自体は興味深い発想を深めた形跡もない。そしてAACR2に見る著者の定義はAACR1と本質的に変わらないし、AACR2の記述に関する規定が具体物を対象としているのと対照的に、標目に関する規定が対象としている著作とは観念的なものである。

むしろ彼は、著者性に関して、団体を著者から除外したり逐次刊行物を団体のもとに記入するケースを制限したりして、範囲を限定することによって明確にする方向へ進んだ。次節でその間の消息を詳らかにしたい。

3. 著者性

上掲の第三の疑問に関わって、ゴーマンは、AACR1 中に次のように著者性に立脚しない標目、即ち非著者標目(non-author heading)を要請する条項が存在することを指摘する。

①ゴースト・ライターではなく名義上の著者を基本記入の標目とする (第 16 条)。

②団体から (または団体の権能のもとに) 発行された著作で、当該団体を記述したものや名簿などは、個人名が著編者として示されていても、団体を基本記入の標目とする (第 17 条 A2) 。

彼は決してこれらの規定を咎めているのではなく、逆に常識に叶った利用者に検索される標目 sought heading (詳細は II 1 を参照) が実現すると評価しているのであって、彼の真意は、著者性に完全に則った目録は不可能であり、有効な標目を提供するためには、限定された範囲で著者性以外の基準を導入してもよい、というところにある (彼の批判の矢は、むしろ AACR1 の第 1 章序言で非著者標目の例として “Laws, statutes, etc.” のような副標目を挙げている不適切さに向けられている)⁹⁾。他方で、彼は、もしある種の著作に関して、著者を基本記入とすることを止めるならば、おそらく著者目録は強化されるだろう、とも言う¹⁰⁾。ゴーマンのこの 2 つの意識が、以下に取り上げる主張につながるのである。

ちなみに、非著者標目に関しては、ゴーマンと対峙する立場にあった AACR1 の編者スポルディングが、やや先行して包括的な考察を試みている¹¹⁾。彼によると、AACR1 の基本記入の標目は 4 つの原則のどれかに基づいている。それは①著者原則、②書名原則、③カテゴリー原則、④関

連名原則である。前二者は西洋の伝統的な著者目録の原則そのものであり、後二者から非著者標目が発生するわけだが、③による標目は法律出版物などにおける副標目だけだから (例は既出。AACR2 で統一タイトルに移行して消滅した)、非著者標目の殆どは④から発生する。これは、著作と強い関連をもつ名称を標目とする原則の意であり¹²⁾、ゴーマンが指摘した先の 2 つの非著者標目はこの原則に由来するものとみなせる。他に AACR2 にも依然として存在する例を挙げれば、単一の法域(jurisdiction)で適用される法律は、それを制定した法域ではなく適用される法域を標目とする規定がある (§ 21.31B1)。

3.1 団体著者性

ゴーマンは、団体著者性についても標目の選定と同じく、根本的な疑問を立てて自答していく¹³⁾。疑問の第一は「団体とは何か？」であり、付随的に 2 つの疑問があつて、その一は「どのような場合に団体は著者であると思なし得るのか？」であり、その二は「団体著者をどのように記入するか？」である。最後の疑問は形式に関するものであり、II 2 で取り上げる。

3.1.1 第一の疑問

AACR1 が団体を定義して、「ある名称によって識別され、一つの実体として活動し、または活動しうる組織体、もしくは個人の集合体」としたのに対して、ゴーマンは、「ある団体が一つの実体として活動し得ない (中略) ならば、殆ど団体の資格がないだろう」との理由から、『ある名称によって識別される個人の集合体』に縮約できる¹⁴⁾とした。実はこれはいわゆる「パリ原則」の 9.1 に合致するのである¹⁵⁾。

ところが、AACR2 における団体の定義は AACR1 と全く変わらない。パリ原則から逸脱し、ゴーマンが批判し、かつ同人が編者になったにもかかわらず、なぜであろうか。その理由は筆者には今のところ不明である。

3.1.2 第二の疑問

「どのような場合に団体は当該著作の著者なのか？」との問いに対応する AACR1 中の条項は第 17 条である。ゴーマンはこれを AACR1 の「最も主要な失敗の一つと思われる」¹⁶⁾と評して詳細な批判を展開する。以下、冗長に陥らないよう自重しつつ彼の主張を再現してみる。

批判は二分できる。一つは第 17 条が規則全体に占める位置に対してであり、他は同条の内容に対してである。

1) 団体著者に関する条文の位置づけ

第 17 条は AACR1 において「著者性の混合している著作」に関する規定群（第 7-18 条）中に位置するが、ゴーマンの批判は以下のとおりである。

団体か個人かの葛藤が生じるケースで初めて団体著者を扱うのは、疑問の余地なく団体が著者である著作が存在することを前提としている。しかしこれは過度の単純化 (oversimplification) である。なぜなら団体と出版物との関係は、個人とそれとの関係より遙かに多様であり、標題紙において、団体名が “by” のみによって先導されていたり著者として表示されていたりすることは滅多にないからである¹⁷⁾。

2) AACR1 第 17 条の吟味

まず本文を最小限引用しておこう（丸で囲んだ数字は筆者が仮に与えたもの）。

17. 団体著者か個人著者か

まえがき（略）

A. 団体に著者性のある著作

1. ①その性質から、必然的に団体の集団的思想や活動を表現している著作は、団体のもとに記入 [する。]（中略）②このような著作には、団体に属する職員かその他の従業員によって作成された、団体の方針、運営もしくは管理に関する正式記録や報告、声明、研究その他の通報がある。③ただし、職員や従業

員によって作成された単行の報告書であって、学術的な調査や科学研究の結果を収録したものは除外する。（中略）④特定の問題に關与した顧問（中略）により作成されたすべての報告書や研究も除外する。

2. ⑤公式な歴史以外にも団体を記述した著作、団体の機能、諸手続き、施設、資源等を記述した著作とか、在庫目録（中略）、目録、職員録、人名簿等は、その団体のもとに記入する。（以下略）

ゴーマンの説明¹⁸⁾に従うと、①の箇所は団体著者の著作の定義に関する唯一の試みであり、②はこの範疇に属する様々なタイプの列挙であって、両者あいまって団体標目の適用を明白に団体著者性を有するもののみ限定している。また③はともかく、④についてはこの種の著作を単純に団体著者の著作から除外するのが正しいとはいえない。⑤は著作のタイプによって団体著者を規定する企てであり、②とは別のタイプの列挙と見ることができる。更に団体が著者であるよりは主題であるような著作に sought heading を与えようとする試みと見することもできる。

結局、ゴーマンは第 17 条に含まれている諸基準には、根底となる理論とその表現が欠けていて、難解で適用に際して主観が入りがちであり、カタログの実務上の助けとなるものではなく、AACR1 は「どのような場合に団体は著者であるか」と見なし得るのか？」との基礎的な問題を十分解決していない、と総括する。

最後に彼は、カタログにとって本条が曖昧と思われるときの補助となるように、と次のような指針を提示して、長い吟味を閉じる。

1. ある著作は、次の場合に団体著者性を有すると見なすことができる。(a) その著作が、明確にかつ曖昧でなく当該団体の公式な表明(statement) である場合、または(b)その

著作を執筆した個人（単複）が、当該団体の活動を推進したり思想を表現するために、その代行者(agent)として行動している場合。2. その他の全ての著作は個人著者性を有すると見なすことができる¹⁹⁾。

3) AACR2 への影響

ゴーマンは以上のような第 17 条の徹底的な批判を胸に秘めて AACR1 の改訂に乗り出したが、言うまでもなく改訂作業は彼を含む集団活動であり、その中における彼の軌跡だけを抽出するのは難しい。しかし彼の所説のうち、団体著者を著者性の混合している著作の中で初めて扱うのは不当である、との批判は、作業の初期に受け入れられ、それが現行第 21 章冒頭に位置づけることにつながったのである。

他方、同条の内容に対する批判は、作業過程でその域を越えて団体著者性の否定にまで行き着き、代わりに現在見るように団体名の下に記入するカテゴリーが、規定された。そして彼もこれに積極的に同調している。この方針が決定されたのは、1976 年 5 月の AACR 改訂合同運営委員会 (Joint Steering Committee for Revision of AACR) の会合だったと伝えられる²⁰⁾。

3.1.3 残された問題

そもそも団体に著者性を認めるべきか否かを理論的に追求しようとするれば、容易に決着がつく問題であるとは考えられず、また生産的とも思えないので、ここでは AACR2 の規定を肯定のうえ、なお残されている問題に言及しよう。

1) 団体の標目の下に記入するカテゴリーの網羅性

最も懸念される場所である。現在のカテゴリー e (演奏・演技グループの責任が単なる演奏、製作などの範囲を超えて、グループ全体の集団的活動の所産となっている録音物云々) は、実はゴーマンが AACR2 の刊行が近くなってから、追加を提案して実現させたものである²¹⁾。また刊

行後間もなくカテゴリー f (地図資料) が追加されたことは、周知のとおりである。その後長らく追加の要望はない。決着がついたと見てよいのであろうか。

2) 個人と団体の境界

一般に、①個人なり団体なりの実体と、②その名称と、③目録の世界における標目との三者の間には、<個人—個人名—個人標目>または<団体—団体名—団体標目(AACR2 以降では「団体のもとの記入」)>という対応が成立することは、余りにも自明である。

ところが、数少ないにせよ捩じれ現象の生じることがある。例えば共有筆名の場合<団体—個人名—個人標目>となるし、大統領などの公職名の場合<個人—団体名—団体標目>となる。

ここで問題となるのは、奇しくもゴーマンが追加させたカテゴリー e に関連する音楽団体である。例えば、Rolling Stones が自ら作曲し演奏しプロデュースした音盤は、この事実を直視すれば疑いもなくこの団体が著者である²²⁾。他方、AACR2 は団体著者を否定した以上、これを著者とは認められないという矛盾が生ずる。そこで、ゴーマンは“collective individual authorship”との概念を仮に提唱した²³⁾。いわば<団体—団体名—集合個人標目>という対応である。

この問題を考察するとき、先に挙げた共有筆名の場合が参考になる。この実体は団体であるにもかかわらず、個人名の衣をまとっているという現象にも影響されて、目録規則はことごとく無条件に著者性を認めている。これ自体は正しいと考えられるが、この共有筆名を有する団体を一般化すれば、「著作活動を本来の目的として結成された団体」となるであろう。そして、カテゴリー e に関わる音楽団体もこの範疇に属させることができる。そして、この種の団体に限って団体著者性を認めるべきではないだろうか。

3) 改訂の影響

さて、改訂による影響はどの程度なのだろうか。

1978年8月にエール大学図書館が整理した資料5,617タイトル(非ローマ字資料など特殊なものを除く)という同一対象に、AACR1とAACR2を適用した結果、次のような数値(タイトル数)が得られたと言う²⁴⁾。

	AACR1	AACR2
個人	4,130(73%)	4,130(73%)
団体	552(9%)	343(6%)
書名	935(18%)	1,144(21%)

これで見ると、AACR1で団体を標目としたものがAACR2で書名に転じたものの割合は、全体の3%にとどまっていることがわかる。AACR2の条文が理論的には異論があるにせよ、適用しやすくなったことは明白であるうえ、影響がこの範囲に収まるものであるならば、この改訂は成功だったと言えるのではなからうか。

3.2 逐次刊行物の著者性

このテーマには、既述の関連名原則と団体著者の問題が深く関与する。ゴーマンが批判の対象とした英国版第6条「逐次刊行物」Bの要旨は次のようであった。

団体が発行する逐次刊行物であって、誌名が、①団体名もしくはその略語を含むか、②一般的な(generic)語のみから成る場合は、団体名のもとに記入する。

ゴーマンはこの箇所について、「逐次刊行物」という刊行形態による項目立ては、標目の選定に関する規定を著者性の状態(conditions of authorship)別に設ける、というAACR1の基本方針に反する、と批判する。そして、Library Associationが刊行する二つの逐次刊行物、*Library Association Record*と*Journal of Librarianship*とが、著者性の状態に関して同一であるにもかかわらず、第6条Bを適用すると、協会名を含む前者はそれが標目となる一方、含ま

ない後者は書名記入となる、という好ましくない事例が生ずることを指摘した。その上で、一般目録は図書と共通の原則で標目を選定し、逐次刊行物のみの目録は一律に書名記入すべきことを主張した²⁵⁾。正当な批判と評せるが、この問題に関しては、むしろ全く同時期におけるカーペンターの“*No special rules for entry of serials*”(同人の論文のタイトル²⁶⁾)との主張の方が端的であって、この提言どおりAACR2において、旧来の目録規則に存在し続けた逐次刊行物の記入に関する条文は、その姿を消したのである。

II. 標目の形

1. 個人標目の形

これこそゴーマンの貢献が最も顕著な領域であると言ってよい。そもそも、ALA1949年のアメリカ図書館協会刊行の目録規則(以下ALAと略)に至るまでの、英米図書館界における個人著者標目の形に関する原則は、筆者なりに整理すると、①本名、②フルネーム、③統一標目という3点にまとめられる。この3原則は現在の我々の眼には硬直したものと映るが、これにもあながち理由がないわけではない。ないどころか、客観性、一義性、識別性、そして同一著者著作の一元的集中、という長所が備わっている。しかし如何せん、利用者にとって疎遠で検索されにくい形(例えばEl GrecoでなくTheotocopuli, Dominico; Lawrence, D. H.でなくLawrence, David Herbert)が採択されがちである。この点を憂慮し利用者にとって親しまれている形を採択する方針に転換しようとの潮流は、やがてAACR1の中に成果を实らせたが、なお不徹底さを残していた。ゴーマンはそれを引き継ぎ、AACR2もしくはAACR2Rにおいて当該条文の内容を異論の余地がない程の水準に高めた。歴史的に見れば、彼は上述の3原則からの解放過程の最終段階に立つと言える(それが実現した一因として、電算化により標目の形の変更作業が容易となったため改

訂への抵抗が弱まった事情もあろう、と言った人がいるが、正しいと思われる)。

さて、ゴーマンが AACR1 にメスを揮うときに依拠した概念は“sought heading”である。これは実はランガナタンの“Canon of Sought-Heading”に由来し、それは次のように要約できる。すなわち「標目に関する決定は、利用者または図書館員がその標目のもとに検索する見込みがある(likely to look for)か、との問いに対する解答に基づかなければならない²⁷⁾。」ゴーマンは、このカノンを援用して、AACR1 による標目が果たして利用者によって検索されるものか否かを問うたのである。

1.1 本名と筆名

同一人物に両者が存在する場合の規定は、AACR1 以降漸進的に改訂されていった。① AACR1 で、本名・筆名の双方を標目に採用してよいとの別法が登場し、② AACR2 で、著作中の出現頻度に優劣つけがたいときは双方とも採用するとの条文が本文に現れ、③ AACR2R で、著者が複数の名を使い分けている場合は、頻度の多寡と無関係に双方とも採用してよいこととなった(“separate bibliographic identities”)。

この sought heading の実現を目指す好ましい方向への改訂に、ゴーマンが及ぼした影響は大きい。彼は既に AACR1 刊行直後に、「[AACR1 別法の方が] 適切と思われる。近代の人気作家が筆名を用いるのは(中略)自らの著作・登場人物・文体を categorize しようとするためである²⁸⁾。」との意見を述べていた。このような意見の持ち主にとって、AACR2 では不満足で AACR2R において初めて満たされる思いがしたことであろう。

ここに漸進的な改訂の消息を具体的に示す恰好の例を挙げよう。19 世紀の英国の数学者 Dodgson は専門の著作の他、Carroll の筆名で「不思議の国のアリス」等の作品を公にしたが、この人物に対する標目を、歴代の目録規則は次のように選択してきた。

本名(Dodgson, Charles Lutwidge)

ALA, AACR1 本則, AACR1 別法, AACR2R
筆名(Carroll, Lewis)

AACR1 別法, AACR2, AACR2R

この事例には、英米の図書館人が統一標目原理と sought heading 原理との狭間で苦闘する様子が如実にうかがえる。著者基本記入方式さえ放棄してしまった我々日本の図書館人からすれば、なぜこれほどまで統一標目原理に拘束されるのかと冷笑するのは容易だが、筆者はむしろここまで徹底して迷う真摯さに共感を覚える。

1.2 詳細さ (fullness)

AACR1 は、パリ原則(8.2) が著作に現れる最も多い形を採用するように勧告したにもかかわらず、あえて著作中の最も詳細な形を採用する道を選んだ。ゴーマンはこれを強く批判しパリ原則の遵守を訴えた。次の一文には彼の面目躍如たるものがある。

もしある目録が W.H.Davies に関する記入を含んでいて、そこに別人の W.H.Davies に関する記入が挿入される時、カタログの課題は両者を目録中のこの位置で [原文イタリック] 識別することであって、一方を William Henry Davies へ、他方を Wilberforce Harold Davies へ追いやることではない²⁹⁾。

そして sought heading の実現の代償である識別力の低下への対策として、著者の生年を挙げた。

喜ばしくも彼の主張は AACR2 において完全に実現した。なお識別要素として生没年の他フルネームを転用することとなったのは、ルベツキイの発案を採用した結果と推測される³⁰⁾。

2. 団体標目の形

AACR1 の個人著者標目の部分と異なって、この部分に対するゴーマンの評価は高く、批判箇所は少ない。

2.1 行政機関の下部組織

AACR1 における、行政機関に属する一組織は政府の基本的機能を果たしているか否かによって、政府の副標目とするか独立標目とするかを判断する、との趣旨の規定に対して、彼は適用の困難さを危惧した³¹⁾。団体標目の独立または従属に関して、その基準を当該組織の機能と名称のどちらに求めるかについて、AACR1 では一般機関と政府機関との間に齟齬があり、このような懸念の生じる余地があった。

AACR2 において、政府機関は一般機関に準じ、主として名称の独立性の有無により判断することとなったので、ゴーマンの危惧は解消したと見てよい。

2.2 会議

会議録は著者書名目録の死角である。会議名はしばしば確立しているのか否かさえ定かでないのみならず、書名も“proceedings”のように一般的であることが多く、ともに手掛かりになり難い。ある時期のゴーマンは、AACR1 の関係条文を適用するのは困難ではない、問題は利用者が会議名で検索するかどうかである、と述べ、次いで、会議録には著者性の原理を適用すべきではない³²⁾、として思い切った提案を行った。即ち「主題副標目と年代副標目を伴う、形式標目“Conferences”の下に記入すべきである。」と言うのである。この主張に従うと、1961年の目録原則国際会議は次のような標目となる³³⁾。

Conferences. Cataloguing. 1961

スポルディングに従えばさしずめカテゴリー原則の適用だが、これが sought heading とは到底思えないし、ゴーマンも限られた時期を過ぎると触れなくなる。もちろん AACR2 への影響は

ない。しかし、ゴーマンの問題提起は的確であり、今なお解決を見ていない。

終わりに

ゴーマンはルベツキイを讃えて「時代遅れの型を打ち破るためには、問題を初めて見るかのように見る必要がある。ルベツキイはそれをした人である」と評している³⁴⁾。これはそのままゴーマン自身にも当てはまる。AACR2 は彼がいなければ、現在ある姿とはおよそ異なっていたであろう。

もともと、AACR2 にはモデルが存在したことを述べないと公平を欠く。それは英国図書館協会による非図書資料の目録規則であって³⁵⁾、記述を完成させた後にそれに標目を冠すること、従って記述に関する規定が標目に関するそれに先行すること、前者内が形態別の条の前に通則を置くマトリックス構造であることの諸特徴において、AACR2 の先駆的存在である³⁶⁾。

ともかく、AACR2 と AACR2R の最も輝かしい部分である個人標目の形などへのゴーマンの貢献は、極めて顕著である。また AACR2 全体の簡潔で明快な文体もおそらく彼に負うところが大きいであろう。なぜなら、彼の膨大な書きものの最良のページに、我々は AACR2 と同種の文体を看取し得るからである。今後、目録規則がどのように変遷しようとも、彼の名が不滅であることは疑いようがない。

しかし、彼の業績をパニッツィ・カッター・ルベツキイ達のその脇に置いたとき、彼らほど根底的と映らないことも確かであって、例えば自ら先行目録規則の著者の定義を批判しながらそれに替わる定義を提示しないなど、目録法の根幹部分に関する貢献は、必ずしも大きくない。むしろ、彼の本領は先人の成果と現場の実務との間を逞しく架橋したところに認めるべきであろう。

それにしても、英米の図書館人達が標目のあるべき姿を徹底的に追究する姿勢には心打たれる

ものがある。他方、我々の標目に関する意識は高くなく、しばしば好ましくない事例に遭遇するのは残念である。例えば、著者名典拠に関するある参考図書は、「資本論」の著者を Marx, Karl としないで Marx, Karl Heinrich とし、フランスの作家モーパッサンは Maupassant, Guy de で良いものを実に Maupassant, Henri René Albert Guy de としている。個人名は最も詳細な形を採用すべきである、と考えたのであろうか。この方針こそゴーマンが批判し、英米の図書館界が克服した当の対象なのだが。

注

- 1) Gorman, Michael, "A-A 1967: The New Cataloguing Rules," *Library Association Record*, 70:27-32(Feb. 1968).
- 2) Gorman, Michael, *A Study of the Rules for Entry and Heading in the Anglo-American Cataloguing Rules, 1967(British Text)*. (London: Library Association, 1968), p.5-7.
- 3) Ibid., p.5.
- 4) Gorman, Michael, "Changes in Cataloguing Codes: Rules for Entry and Heading," *Library Trends*, 25:596-597(Jan. 1977).
- 5) Gorman, Michael, "AACR2: Main Themes," In: *The Making of a Code: The Issues Underlying AACR2...* Ed. by Doris Hargrett Clack. (Chicago: American Library Association, 1980), p.45-46.
- 6) Malinconico, S. Michael, "AACR2 and Automation", In: *The Making of a Code*, p.39.
- 7) Gorman, "A-A 1967," p.28.
- 8) Gorman, *Study*, p.6.
- 9) Ibid., p.7.
- 10) Gorman, "A-A 1967," p.28.
- 11) Spalding, C. Sumner, "Main Entry: Principles and Counter-Principles," *Library Resources & Technical Services*, 11:389-396 (Fall 1967). [阿刀田高訳「基本記入: 原則と原則違反」『現代の図書館』6:126-131 1968年9月]
- 12) 原文は"the principle of name most strongly associated with the work". 訳語は阿刀田による。
- 13) Gorman, *Study*, p.11.
- 14) Gorman: loc. cit.
- 15) 高鷲忠美「団体著者の諸問題」『図書館短期大学紀要』7:33 1974年3月
- 16) Gorman, "A-A 1967," p.28.
- 17) Ibid., p.29.
- 18) Gorman, *Study*, p.12-14.
- 19) Ibid., p.14.
- 20) Carpenter, Michael, *Corporate Authorship: Its Role in Library Cataloging*. (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1981), p.84.
- 21) Ibid., p.91.
- 22) Gorman, Michael, "Yesterday's Heresy--Today's Orthodoxy: An Essay on the Changing Face of Descriptive Cataloging," *College & Research Libraries*, 50: 628(Nov. 1989).
- 23) Gorman, "AACR2: Main Themes," p.45.
- 24) Koel, Ake, "The Corporate Complex," In: *The Making of a Code*, p.172.
- 25) Gorman, Michael, "The Current State of Standardization in the Cataloging of Serials," *Library Resources & Technical Services*, 19:301-313(Fall 1975).
- 26) Carpenter, Michael, "No Special Rules for Entry of Serials," *Library Resources & Technical Services*, 19:327-337(Fall 1975).
- 27) Ranganathan, S. R., *Classified Catalogue Code, ed.5*. (Bombay: Asia Publishing House, 1964), p.44-46.
- 28) Gorman, *Study*, p.10.
- 29) Gorman, "A-A 1967," p.29.
- 30) 藤井一雄『英米目録規則』第2版第II部再説『整理技術研究』15:4-5 1980年9月

- 31) Gorman, "A-A 1967," p.30.
- 32) *Seminar on the Anglo-American Cataloguing Rules(1967):Proceedings...* Ed. By J.C. Downing and N.F. Sharp. (London: The Library Association, 1969), p.36.
- 33) Gorman, Michael, "More on Cataloguing," *Library World*, 72:331(June 1971).
- 34) Gorman, *Study*, p.26.
- 35) Library Association. Media Cataloguing Rules Committee, *Non-book Materials Cataloguing Rules*. (London: National Council for Educational Technology, 1973) vi,129p.
- 36) 古川肇「北米及び英国における非図書資料の目録規則について」『*Technical Services*』10:8-10 1975 年 12 月

付 ゴーマンの「パリ原則」批判

ゴーマンは AACR1 に対する批判に加えて、1961 年の目録原則国際会議で採択された *Statement of Principles* (通称「パリ原則」) をも批判している[†])。その逐条的検討をあわせ見ることによって、初めてゴーマンの標目に関する理論を包括的に理解できると思われるので、参考の意味で紹介する。

[] 内がパリ原則各条の一部・要旨または標目、◇以下がゴーマンの主張の要旨または引用、*以下が筆者によるコメントである。

全体

◇ルベツキーの見解に依拠した故の長所もあるが、電算化以前の枠組みであることと、国際的合意を得るための妥協という 2 つの要素により、明快な原則を実現できなかった。多くの誤謬を含み表現が曖昧なパリ原則は、コンピュータと多様な媒体の時代における著者書名目録規則の十分な基盤にはならない。できるだけ早く国際的合意に基づいて改訂すべきである。

* 1969 年の目録専門家国際会議で、パリ原則の問題点は、もう一つの議題の ISBD の討議資料を検討する時間が十分取れないほど長時間議論されたが (小田泰正による)、その後ヴェロナ等による注解が出版されただけで終わっている。

◇組織的要素と記述的要素とから成る目録において、本タイトルは二面性を有するにもかかわらず、パリ原則は組織化と記述の相互作用の問題に目を覆っている。各機能の境界は明確にしなければならない。

* ゴーマンは逐次刊行物のタイトルを念頭において、これが標目と記述の二面性を有するとしている。しかし、コンピュータ目録下では。シリーズ・タイトルも刊年もそうである。標目の記述化 (記述対象上の表現の尊重) と、書誌的事項のアクセス・ポイント化には、検討を要する問題が含まれている。

原則 1 [この原則は、大規模な総合図書館の目録を特に対象とする。しかし、その他の目録においても、各々の目的に応じて修正したうえで、この原則を適用することを勧める。]

◇このような修正は、標準化の欠如と、財政的・相互協力的・書誌的に受け入れ難い不統一に通じる。地球上の全図書館を対象とする原則が望ましい。

* ゴーマンは、標目に関しては、図書館は規模を越えて共通の原則に従うべきである、と主張しているわけである。

原則 2 [目録には、特定図書検索機能と集中機能との、2 つの機能がある。]

◇優先順位を指定していない。パリ原則の他の部分は集中機能の優先を暗示しているが、ある利用調査によると利用者の圧倒的多数は特定図書検索を行っている。これが正しいとすれば、集中機能を優先させるのは質的に勝っているとの理由しかないが、この仮定は証明不可能である。解決

策は、2つの機能の相対性を示すか、二重記入を認めるように改訂することである。電子的データ処理によって、双方のアクセスが可能である。

原則3 [目録の構成], 原則4 [記入の種類]

◇機械可読目録では多次元的なアクセスが可能であり、例えば原則4における基本記入の観念は、電算化以前のユニットカードの複製という技術の到来とともに放棄すべきだった。将来のマイクロ形態の目録は副出記入の簡素化を必要としないだろう。最近の技術的理論的発展の光の下で、目録作業の根底を吟味する必要がある。

原則5 [複数の記入の使用], 原則6 [各記入の機能]

◇「記入(entry)」は特定の document またはその集合に関わる用語であり、「参照(reference)」は個人・団体・著作の名称の異形を指示するものであるにもかかわらず、原則には両者の間の意味上の混乱が見られる。

原則7 / 9 [統一標目に関する諸原則]

◇標目の選択と標目の形との区別が欠けている (AACR1はこの区別にある程度成功している)。とはいえ、ルベツキー以前の目録規則に比べれば、最もありふれた形のもとの記入という原則を立てて、単純化に成功し、ランガナタンの理想に近づいている。

原則9 [次の場合には団体名の下に基本記入を作成する。9.11 その著作が本質的に当該団体の思想・活動の表現である場合、9.12 書名あるいは標題紙上の表現を、当該著作の性格とあわせ考えると、団体が著作の内容に責任をもつことが明らかの場合。9.5 憲法などの著作は、国名などの下に記入を作成し、形式的・慣習的書名を付加する。]

◇9.11 と 9.12 との2つの対立する立場を調停し

ようとする試みだが、成功せず相互に弱め合っている。

◇9.5 は曖昧で適用が困難である。AACR1は形式副標目の維持と解した。

*9.11 は英米系の、9.12 はドイツ系の立場であるという。

原則10 [多数著者の著作]

◇合集を編纂者とタイトルのどちらの下に記入するかという問題より、この原則にとってもっと適切な、構成著作に関していつどれだけ分出記入を作成するかという問題に、原則は取り組んでいない。益々重要さが増すこの問題に英米の目録規則も徹底的には取り上げなかった。

*分出記入については、AACR2においても改訂が不十分で、将来の課題として残されてしまった。この点はゴーマンも強く意識しているようである (「AACR2R 以後: 英米目録規則の将来」高鷲忠美, 岩下康夫訳『整理技術研究』35を参照)。

原則11 [書名のもとに記入される著作。11.14 著者名より書名で知られている著作。11.6 多数国間条約等の出版物で一般的な書名の場合は、著作形式を反映する統一標目の下に記入してもよい。]

◇この原則には多くの小問題が関連している。第一にタイトル副出記入に関してヨーロッパ流に数を限定する勧告は、北米の図書館にとって適切と思われる数より少ない。第二に 11.14 は逐次刊行物の基本記入という目録規則の中心問題を部分的にかつ一般的にしか扱っていない。第三に 11.6 の故意に漠然とした表現は、形式標目の問題を回避している。形式標目は著者書名目録において占める場所はない。

*AACR2において、generic title でも副出記入することに改められた (§ 21.30J)。

原則12 [数語から成る個人著者の名前の記入語

は、可能な限り当該著者の国籍がある国の慣行に従って選択する。これが不可能な場合には、その著者が通常用いる言語の慣行による。]

◇AACR1 と同じように、その著者が通常用いる言語の慣行によるべきである。

*国際目録原則会議でアメリカ代表は反対投票し、AACR1 の関連条文もこの態度に従って定められている。これをゴーマンは「分別ある決断」と評して賛成している。しかし、この立場には、非言語資料の著者はどうするのかとの問題が残る。因みに NCR1987 年版改訂版は、前置語の扱いは著者の国語の慣習により、複合姓は著者が常用する形か慣用形としている。

さて、ここで、彼が先に個人名の詳細さ (fullness) に関しては AACR1 のパリ原則からの乖離を批判したことを想起し、それを、原則 12 に関しては乖離に賛同している事実と組み合わせるならば、ゴーマンが AACR1 にもパリ原則にも与することなく、主体的な立場から両者の得失を評価していることがよく理解できよう。

†) Gorman, Michael, "Changes in Cataloguing Codes: Rules for Entry and Heading," *Library Trends*, 25:589-595 (Jan. 1977) など。

(FURUKAWA, Hajime 中央大学図書館)

(1997.3.26 受理 2000.6.27 補筆)